

一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和5年2月

大月市

～ 目次 ～

第 1 章 総論	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画対象区域	1
第 3 節 計画目標年次	1
第 4 節 計画の範囲	1
第 2 章 ごみ処理基本計画	2
第 1 節 分別区分	2
第 2 節 処理フロー	3
第 3 節 ごみ発生量の実績	4
第 4 節 ごみの性状	5
第 5 節 課題の抽出	6
第 6 節 目標設定	8
第 7 節 ごみの処理量の見込み〔目標達成時〕	9
第 8 節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	11
第 3 章 生活排水処理基本計画	12
第 1 節 生活排水処理の体系	12
第 2 節 生活排水の排出状況	12
第 3 節 生活排水処理の問題点	14
第 4 節 生活排水の目標	15
第 5 節 生活排水を処理する区域、人口等	15
第 6 節 目標達成に向けた取組	17

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の趣旨

本計画は、大月市におけるごみ及び生活排水の処理の現状把握並びに将来予測に基づいて、総合的な観点から適正な処理計画を定めるものである。

ごみ処理対策としては、排出抑制、分別徹底等の施策の実施などにより、周辺の自治体と比べても、ごみ排出量は少なくなっている。今後も、排出抑制、分別徹底の実施、継続的なごみの適正処理の実施に向けた施策を総合的に定めることが必要となる。

また、生活雑排水対策としては、合併処理浄化槽や下水道等の各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮し、目標年次における生活排水の種類別及び処理主体別に生活排水処理体系全体の調整を図り、長期的展望に立って処理方法及び処理施設の選択等の施策を総合的に定めることが必要となる。

第 2 節 計画対象区域

計画対象区域は、大月市の市域内全域を対象とする。

第 3 節 計画目標年次

本計画は、令和 5 年度を基準年次とし、10 年後の令和 14 年度を目標年次に設定する。

なお、概ね 5 年ごとにまたは、諸条件に大きな変動のあった場合、見直しを行うものとする。

第 4 節 計画の範囲

計画の範囲は、大月市で発生する「一般廃棄物（ごみ及び生活排水）」とする。

第 2 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 分別区分

ごみの分別区分は、大きくは可燃ごみ、不燃ごみ、危険物、粗大ごみ及び再資源化物の 5 分別となっており、分別数は再資源化物が 12 分別であることから、16 分別となっている。ごみの種類は、表 2-1 に示すとおりである。使用済み小型家電は、市役所や各出張所、大月都留広域事務組合で拠点回収やピックアップ方式により再資源化を行っている。

表 2-1 分別区分及びごみの種類

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ	台所ごみ	野菜、くだものくず、残飯、魚、貝がらなど
	プラスチック製品	洗面器・バケツ、ビデオテープ、ラーメンのカップ
	その他	紙くず（ちり紙、ラミネート加工紙、カーボン紙など資源にならない紙） 革、ゴム（ゴム長ぐつ・革ぐつ、ベルト・バッグ） 衣類
不燃ごみ （小型家電を含む）		金属（鍋・フライパン、缶詰の缶・ミルクの缶、ラジカセ、ビデオデッキ、ポット・電気スタンド、傘の骨） ガラス（照明器具、ミキサー、乾電池、電球・蛍光灯、油トレイ・ドレッシングビン） 陶器製品（茶わん、植木鉢、皿、きゅうす） 小型家電（携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ゲーム機等）
粗大ごみ		家具類、ガスコンロ、ファンヒーター、掃除機、扇風機、ウレタンマットレス・じゅうたん・カーペット・クッション、ドア・ふすま・障子・畳・雨戸・アルミサッシ、ふとん
危険物		カセットガス缶・スプレー缶、ライター、加熱式たばこ、水銀体温計・水銀血圧計 スマートフォン、電気シェーバー、電動歯ブラシ等のリチウムイオン電池
再資源化物	飲料用のガラスビン類 （無色・茶色・その他の色）	ビールビン・酒類のビン・ジュースのビン・酢のビン・栄養ドリンクのビン
	牛乳パック	牛乳パック等
	トレイ	白色トレイ
	飲料用のアルミ缶・スチール缶	飲料用のアルミ缶・スチール缶
	ペットボトル	ジュース類・水・酒類・醤油の「PET マーク」のあるもの
	新聞・雑誌・段ボール・雑紙	新聞・広告 雑誌 段ボール 雑紙（包装紙、紙袋、メモ用紙、はがき類、封筒、お菓子の空き箱、ティッシュペーパーの外箱など）

資料：ごみと再資源化物の分け方・出し方

第 2 節 処理フロー

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、危険物、粗大ごみ及び再資源化物（紙類は除く）は、大月都留広域事務組合（大月都留ごみ処理場）で処理している。可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、「可燃ごみ焼却施設」で処理し、「山梨県の最終処分場」で埋立処分している。不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは、「不燃・粗大ごみ処理施設」で破碎・選別し、可燃物は「可燃ごみ焼却施設」で処理し、金属類は資源化し、埋立物は埋立処分している。再資源化物は、「再資源化処理施設」で、飲料用缶・飲料用びん・ペットボトルは適正に処理し、牛乳パック・白色トレイは、施設で一時保管し、資源化している。紙類については、民間処理施設で直接資源化している。

現状のごみ処理フローを図 2-1 に示す。

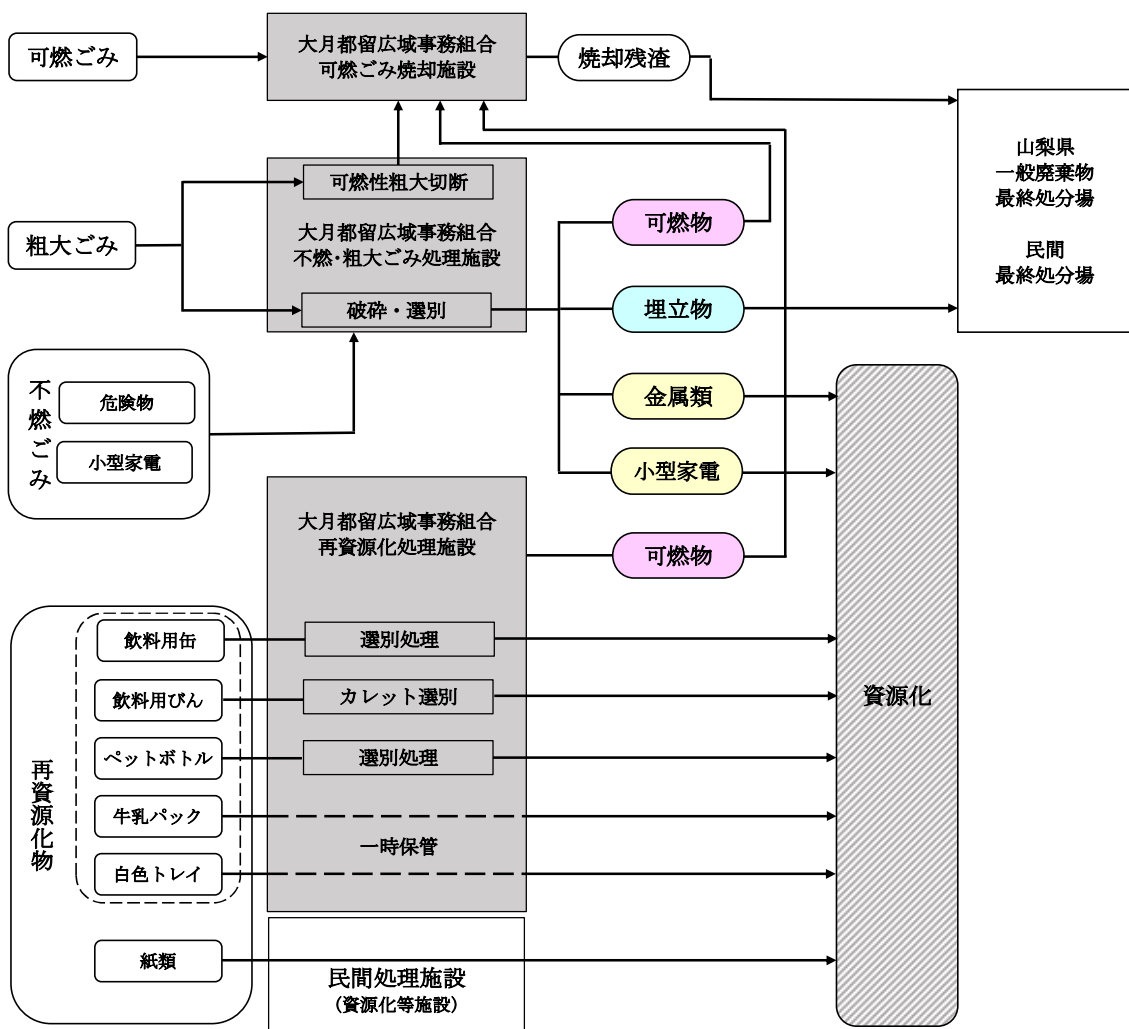


図 2-1 ごみ処理フロー

第 3 節 ごみ発生量の実績

ごみ発生量は、表 2-2 に示すとおりである。総排出量は、減少傾向を示している。1 人 1 日平均排出量については、令和 2 年度までは増加傾向を示している。

表 2-2 ごみ発生量の実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考	
総人口	人	25,037	24,426	23,836	23,284	22,737		
家庭系ごみ	可燃ごみ	t /年	5,834	5,802	5,777	5,816	5,571	
	不燃ごみ	t /年	370	362	347	370	306	
	粗大ごみ	t /年	418	422	414	490	437	
	再資源化物	t /年	685	693	637	616	600	
	集団回収	t /年	0	0	0	0	0	
	計	t /年	7,307	7,279	7,175	7,292	6,914	
	g /人・日	799.6	816.4	824.7	858.0	833.1		
事業系ごみ	可燃ごみ	t /年	914	971	1,000	921	905	
	不燃ごみ	t /年	20	24	19	21	25	
	粗大ごみ	t /年	31	43	37	40	46	
	再資源化物	t /年	55	54	53	55	47	
	計	t /年	1,020	1,092	1,109	1,037	1,023	
	t /日	2.79	2.99	3.04	2.84	2.80		
総 計	t /年	8,327	8,371	8,284	8,329	7,937		
	g /人・日	911.2	938.9	952.2	980.0	956.4		

資料：一般廃棄物処理実態調査

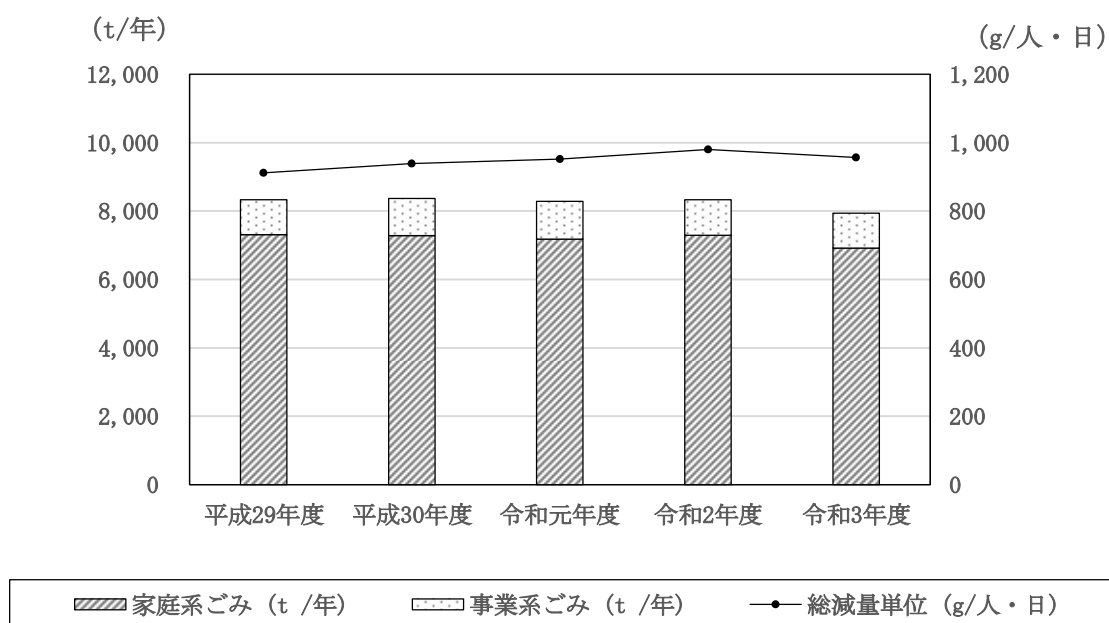


図 2-2 ごみ発生量の推移

第 4 節 ごみの性状

可燃ごみ質測定分析結果は、表 2-3 に示すとおりである。また、ごみ種類組成を図 2-3 に示す。

表 2-3 可燃ごみ質測定分析結果

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみの種類組織	紙・布類 (%)	50.4	52.2	53.8	44.3	51.3
	木・竹類 (%)	4.1	5.4	8.8	17.9	8.4
	合成樹脂類 (%)	25.5	24.7	23.3	27.2	30.6
	厨芥類 (%)	16.1	12.6	6.6	3.1	5.1
	不燃雑芥類 (%)	1.6	1.1	3.3	3.1	2.3
	その他 (%)	2.4	4.1	4.2	4.4	2.3
ごみ成分	水分 (%)	47.7	47.9	47.8	49.1	47.6
	灰分 (%)	4.4	5.2	6.7	5.2	5.2
	可燃分	47.9	46.9	45.6	45.7	47.1
単位容積重量 (kg/m ³)		393	415	313	180	157
低位発熱量	(実測値) (kcal/kg)			9,750	9,083	9,018
	(計算値) (kcal/kg)	7,830	7,625	7,378	7,365	7,675

資料：試験成績書（平成29年度～令和3年度）

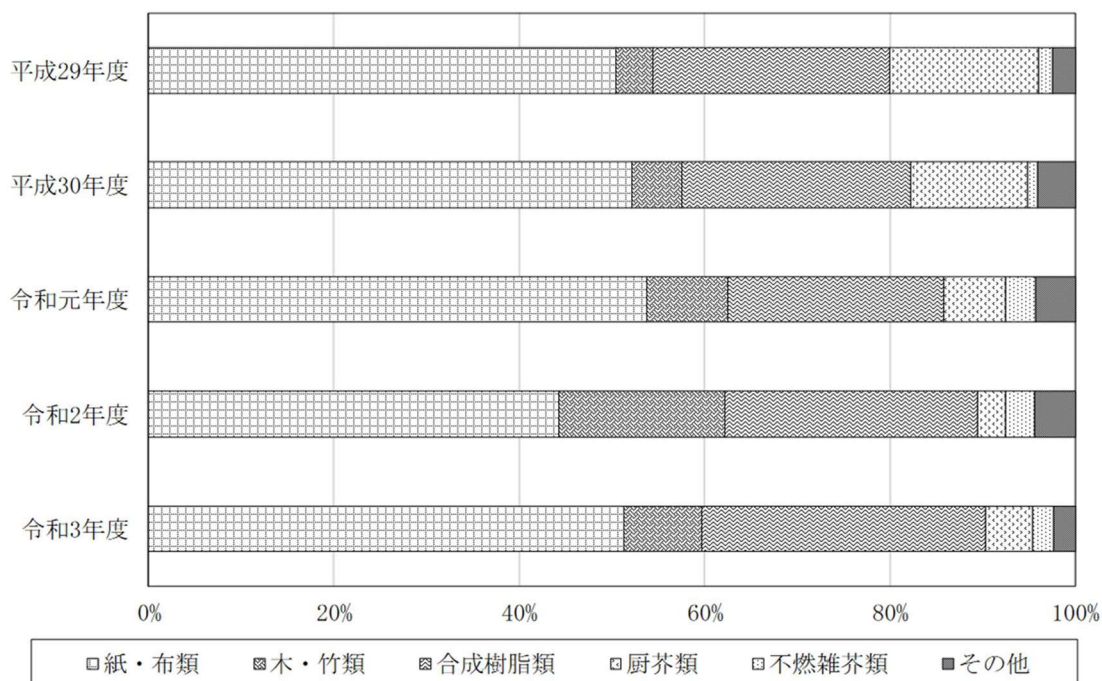


図 2-3 ごみ種類組成の推移

第 5 節 課題の抽出

5-1 排出抑制・再資源化に関する課題

ごみの発生・排出抑制施策は、大月市の事務範囲であり、今後もできる限りのごみの発生・排出抑制の推進を図っていく必要がある。

(1) 排出抑制

- ・ごみの減量化に向け、大月都留広域事務組合と連携し、ごみの発生・排出抑制施策を図っていく必要がある。
- ・ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底する必要がある。
- ・ごみ有料化は、ごみ排出抑制施策の一つであり、今後、検討を進める必要がある。

(2) 資源化

- ・資源化の向上に向け、大月都留広域事務組合と連携し、ごみの資源化を推進する必要がある。
- ・可燃ごみの中に、生ごみや廃プラスチック類などの資源化が可能なものが含まれているため、更なる資源化に向けて検討が必要である。

5-2 ごみ処理に関する課題

ごみ処理においては、衛生的・効率的な処理を行うことは勿論のこと、資源化、環境保全及び減量・減容化等の観点にも十分に配慮した適正処理が求められる。

今後も施設の適正な維持管理を実施するとともに、様々な観点から適正処理可能な施設整備の検討が必要である。

(1) 中間処理

- ・適正処理を確保するため、令和 14 年度に処理開始予定の広域化へ向けた検討や広域化開始までの処理機能の確保の検討が必要となる。

(2) 最終処分

- ・施設の長期利用に向け、埋立対象物の減量化・減容化に努めていく必要がある。

5-3 計画管理に関する課題

計画の進行、適正かつ効率的な処理に当たっては、大月都留広域事務組合との役割分担を明確化、協力体制の構築が重要である。

- ・収集運搬に係る事務は、現在、大月都留広域事務組合が行っているが、令和5年度以降、各市へ移管するため、円滑な事務手続きの引継ぎを行う必要がある。
- ・ごみ減量・リサイクルや環境への取組みを推進するために、PR啓発事業を今後も実施していくことが求められ、大月都留広域事務組合との協力体制の中で、啓発活動の推進が必要となる。
- ・円滑な事業運営を図りつつ、ごみ処理経費を抑制することが必要である。

第 6 節 目標設定

本計画での数値目標を以下に示す。

6-1 減量目標

家庭系ごみのごみ発生量の見込みは、減少傾向を示している。事業系ごみのごみ発生量の見込みでは、横這い傾向を示している。

本計画の減量目標は、令和 4 年度から令和 10 年度、令和 11 年度から令和 13 年度、令和 14 年度で以下のとおり設定する。

【令和 4 年度から令和 10 年度】

令和 4 年度策定の富士・東部広域環境事務組合の循環型社会形成推進地域計画（以下、令和 4 年度策定地域計画と記す）のごみの減量化目標を踏襲し、各年度のごみ発生量の予測値は、令和 4 年度策定地域計画と整合を図る。なお、令和 4 年度地域計画においては、大月市、都留市を含めた構成全市町村に、基準年度と比較して令和 10 年度（目標年次）までに排出量原単位（生活系、事業系とも）約 12%の削減目標値を設定している。

【令和 11 年度から令和 13 年度】

平成 30 年に策定した一般廃棄物処理基本計画の減量目標が達成できていない状況、新たなごみの発生状況、施策の実施等を考慮し、家庭系ごみは 1 人 1 日当りの排出量を年 0.2%削減するものとし、事業系ごみは 1 事業所当りの排出量を年 0.2%削減する。

【令和 14 年度】

生ごみ及び廃プラスチックの再資源化を予定しており、令和 13 年度のごみ発生量に対し、再資源化物を除くごみ発生量を下表のとおり削減する。

項 目		令和 13 年度 ごみ発生量 (再資源化物を除く) 【t/年】	令和 14 年度 ごみ発生量 (再資源化物を除く) 【t/年】	年当りごみ削減量 (再資源化物を除く) 【t/年】	年当り削減率 【%】
大月市	家庭系ごみ	5,091	4,330	761	14.9
	事業系ごみ	843	710	133	15.8

6-2 資源化目標

現状のリサイクル率は7.5%となっている。本計画での目標は、令和4年度策定地域計画で設定している令和10年度の目標値と整合を図るものとする。

なお、本計画の目標年次（令和14年度）における資源化率は、別途、生ごみ及び廃プラスチックごみの再資源化を考慮した値とする。

資源化目標（リサイクル率）

現状（令和3年度） 10.8% ⇒ 目標（令和10年度） 14.1%

第7節 ごみの処理量の見込み〔目標達成時〕

ごみ処理量の見込み〔目標達成時〕は、表2-4、図2-4に示すとおりである。

ごみ総量は、ごみ発生量の見込み〔現状推移〕より更に減少する見込みで、令和14年度に6,893 t/年となり、現状（令和3年度）より1,044 t/年（13.2%）の減少となる。

1人1日平均排出量も、ごみ発生量の見込み〔現状推移〕より減少する見込みで、令和14年度に949.0 g/人・日となり、現状（令和3年度）より7.3 g/人・日（0.8%）の減少となる。

なお、目標達成時のごみの処理量の見込みは、厨芥類と廃プラスチック類の分別協力率を（厨芥類：25%・廃プラスチック類：50%）と設定し、令和4年度より可燃ごみの内、厨芥類と廃プラスチック類の量を推計した値である。また、令和14年度は、厨芥類及び廃プラスチック類を再資源化物として回収する計画とし、各ごみの処理量を推計した値である。

表 2-4 ごみ処理量の実績及び見込み〔目標達成時〕

(単位：t/年)

	実績	見 込 み											
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
人 口 (人)	22,737	22,479	22,222	21,964	21,707	21,453	21,199	20,946	20,692	20,438	20,169	19,899	
家庭系ごみ	可燃ごみ	5,571	5,135	5,009	4,886	4,766	4,649	4,533	4,421	4,413	4,405	4,397	3,637
	厨芥類①	-	1,448	1,413	1,378	1,344	1,311	1,278	1,247	1,244	1,242	1,240	928
	プラスチック類②	-	1,037	1,012	987	963	939	916	893	891	890	888	443
	①と②以外	-	2,650	2,584	2,521	2,459	2,399	2,339	2,281	2,278	2,273	2,269	2,266
	不燃ごみ	306	334	328	324	319	315	310	306	305	305	304	304
	再資源化物	600	596	603	610	619	626	634	641	640	639	638	1,388
	厨芥類①	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309
	プラスチック類②	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
	①と②以外	-	596	603	610	619	626	634	641	640	639	638	636
	粗大ごみ	437	403	402	401	399	396	395	392	391	391	390	389
計	6,914	6,468	6,342	6,221	6,103	5,986	5,872	5,760	5,749	5,740	5,729	5,718	
事業系ごみ	可燃ごみ	905	996	960	923	891	854	814	774	772	771	769	636
	厨芥類①	-	281	271	260	251	241	230	218	218	217	217	162
	プラスチック類②	-	201	194	186	180	173	164	156	156	156	155	78
	①と②以外	-	514	495	477	460	440	420	400	398	398	397	396
	不燃ごみ	25	33	33	33	33	33	37	37	37	37	37	37
	再資源化物	47	88	128	172	208	252	296	336	335	335	334	465
	厨芥類①	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
	プラスチック類②	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
	①と②以外	-	88	128	172	208	252	296	336	335	335	334	333
	粗大ごみ	46	44	40	40	40	40	37	37	37	37	37	37
計	1,023	1,161	1,161	1,168	1,172	1,179	1,184	1,184	1,181	1,180	1,177	1,175	
総計 (g/人・日)	7,937	7,629	7,503	7,389	7,275	7,165	7,056	6,944	6,930	6,920	6,906	6,893	
	956.4	929.8	925.0	921.7	918.2	915.0	911.9	908.3	917.6	927.6	938.1	949.0	

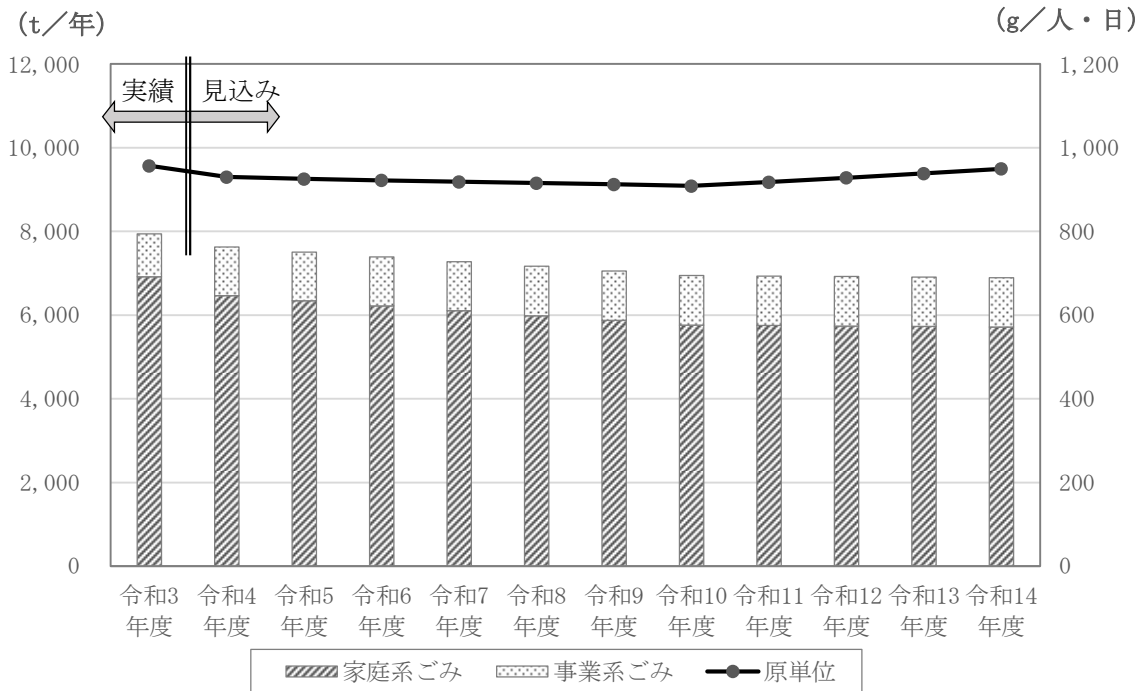


図 2-4 ごみ処理量の推移〔目標達成時〕

第 8 節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制・再資源化に向けた取組の施策を以下に示す。

○買い物時の取組
<ul style="list-style-type: none">・マイバッグ等の持参促進・使い捨て商品の選択の自粛、詰め替え可能な商品の選択・長期使用可能な商品の選択・必要な分だけ消費する行動の推進・賞味期限、消費期限の把握・リユースびんの利用促進・マイボトル、マイカップ持参の促進
○使用時の取組
<ul style="list-style-type: none">・生ごみの「3 キリ」運動の推進・「エコレシピ」の推進・30・10 運動(サンマル・イチマル)の啓発・イベント等でリユース食器の使用
○廃棄時の取組
<ul style="list-style-type: none">・排出時の分別の徹底の継続・分別区分の検討・雑紙の資源分別の徹底・不要品交換システムの検討・小型家電リサイクルの推進・民間リサイクルの実態調査・フードバンク事業の活用検討・ふれあい収集の検討・事業系ごみの適正処理の指導・事業系ごみの資源化の推進・減量計画書の作成・公共施設等におけるフードリサイクルの推進
○日常生活時の取組
<ul style="list-style-type: none">・ごみにしない生活スタイルの実現・啓発媒体の活用・情報が伝わりにくい世帯への情報提供の充実・PR の強化・環境教育、出前講座の充実・助成制度による減量化、資源化の促進・廃棄物減量推進委員等による活動の推進・ごみ処理の有料化の検討

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の体系

し尿・生活雑排水の処理・処分体系は図 3-1 に示すとおりである。

汲取り便槽の世帯から発生するし尿は、大月都留し尿処理場で適正に処理している。

単独・合併処理浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥はし尿処理施設へ搬入され適正に処理している。

公共下水道へ接続している世帯では、桂川清流センター（桂川流域下水道終末処理場）において適切に処理されている。

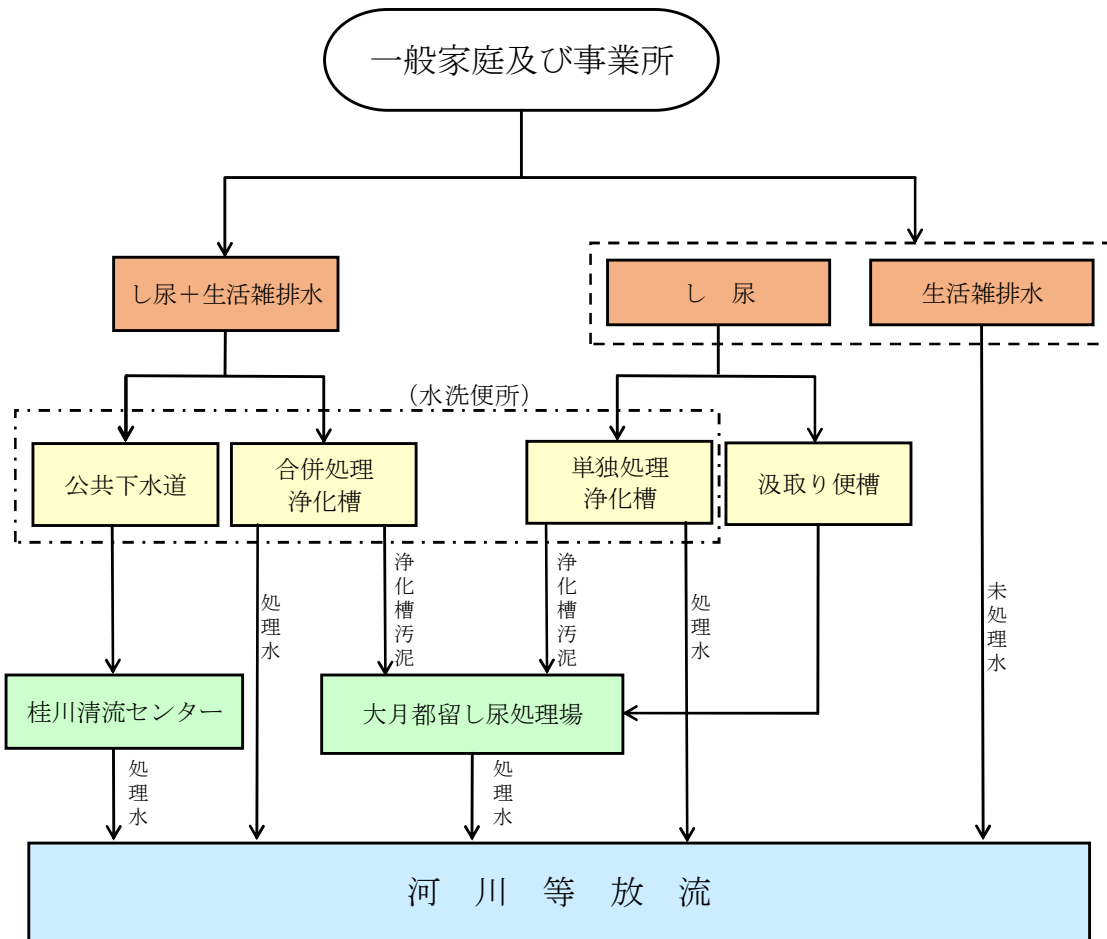


図 3-1 生活排水処理体系フロー

第 2 節 生活排水の排出状況

過去 10 年間（平成 24～令和 3 年度）の処理形態別人口の実績は、表 3-1、図 3-2 に示すとおりである。

令和 3 年度時点で、計画処理区域内人口 22,737 人のうち、9,309 人の生活排水が合併処理浄化槽及び下水道により適正に処理されている。なお、生活排水処理率は 40.9%※となっている。

$$\begin{aligned} \text{※生活排水処理率} &= (\text{合併処理浄化槽人口} + \text{下水道人口}) \div \text{計画処理区域内人口} \\ &= (6,556 \text{ 人} + 2,753 \text{ 人}) \div 22,737 \text{ 人} = 40.9\% \end{aligned}$$

表 3-1 処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 計画処理区域内人口	27,899	27,257	26,606	26,130	25,613	25,037	24,426	23,836	23,284	22,737
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,709	9,605	9,677	9,787	9,798	9,467	9,470	9,444	9,376	9,309
(1) コミュニティ・プラント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	6,730	6,485	6,469	6,478	6,344	6,849	6,791	6,698	6,634	6,556
(3) 下水道	2,979	3,120	3,208	3,309	3,454	2,618	2,679	2,746	2,742	2,753
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 水洗化・生活雑水未処理人口 （単独処理浄化槽）	16,771	16,255	15,613	15,094	14,757	14,584	13,990	13,457	13,007	12,563
4. 非水洗化人口	1,419	1,397	1,316	1,249	1,058	986	966	935	901	865
(1) し尿収集人口	1,419	1,397	1,316	1,249	1,058	986	966	935	901	865
(2) 自家処理人口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活排水処理率（%）	34.8	35.2	36.4	37.5	38.3	37.8	38.8	39.6	40.3	40.9

※計画処理区内人口＝行政区域内人口

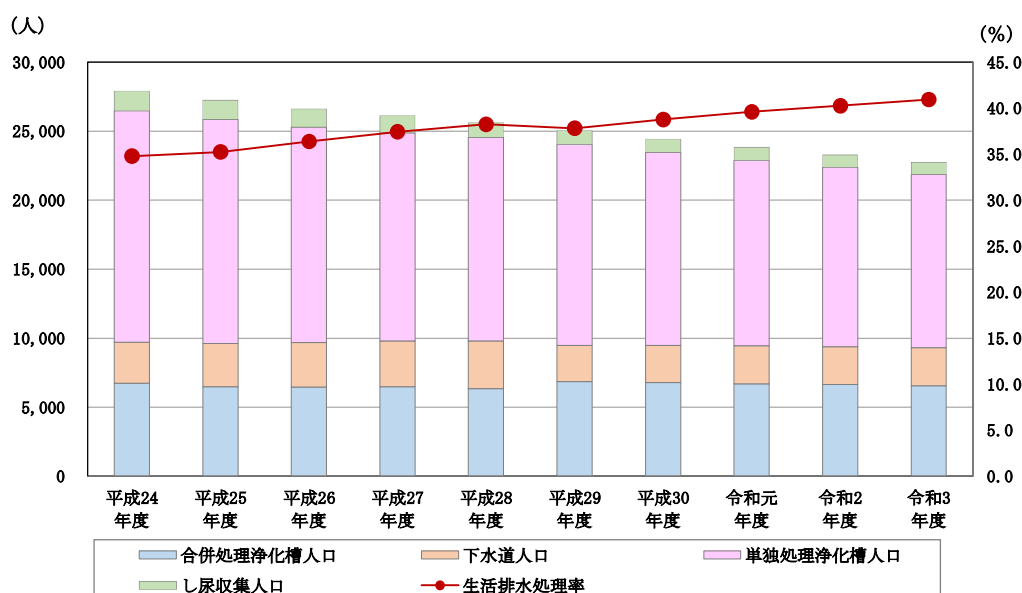


図 3-2 処理形態別人口の推移（実績値）

第 3 節 生活排水処理の問題点

3-1 生活雑排水の処理

生活排水から発生する BOD 負荷量は、下水道や合併処理浄化槽の普及による効果により改善されているものの、単独処理浄化槽や汲み取りからは、未処理の生活雑排水による汚濁負荷が公共用水域へ流出しているため、早急に汚水適正処理への移行が求められている。

3-2 下水道

桂川流域関連公共下水道として、平成 16 年度から順次供用を開始している。

下水道処理区域においては、水洗化率（下水道への接続率）が約 64%（水洗化人口 2,753 人 ÷ 供用開始区域内人口 4,314 人：令和 3 年度実績）と、山梨県平均（90%：令和 2 年度実績）と比べても低いため、速やかな移行が必要である。

また、下水道区域のうち下水道整備計画区域の人口割合が依然として高いため、早期の未普及解消と併せて、下水道が整備されるまでの当面の当該区域における排水処理の在り方について考慮する必要がある。

3-3 合併処理浄化槽の整備

浄化槽整備区域においては、単独処理浄化槽や汲取りし尿の人口が全体の約60%を占めているため、より積極的に合併処理浄化槽の整備を推進することが求められる。

3-4 浄化槽の管理

浄化槽の法定検査、保守点検、清掃、汚泥の引き抜きは、浄化槽管理者に課せられた重要な義務となる。浄化槽は保守点検、清掃、汚泥の引き抜きを定期的に行わないと放流水質が悪化し、公共用水域を汚染する恐れがあるため、浄化槽法第8条（保守点検）、第9条（清掃）、第10条（浄化槽管理者の義務）、第11条（定期検査）に基づき、行政が指導を行う必要がある。

第4節 計画の目標

本計画における目標値を以下のように設定する。基本方針に沿って、実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水処理率54%以上の目標達成を目指すものとする。

○生活排水処理率の目標

【現 況】 令和3年度 40.9%	⇒ 約13%UP	【計画目標年度】 令和14年度に 54%以上
--------------------------------	-------------	-------------------------------------

第5節 生活排水を処理する区域、人口等

生活排水の処理区域は、行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道により処理を行う。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽整備を推進する。

前項に示した目標達成時における処理形態別人口の推移は、表3-2、図3-3に示すとおりである。

大月市の将来の生活排水処理率は、下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、中間年度の令和9年度時点で、49.4%（(6,750人+3,719人）÷21,199人）、目標年度の令和14年度で、54.3%（(6,832人+3,966人）÷19,899人）となる見込みである。

表 3-2 処理形態別人口の推移

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1. 計画処理区域内人口	22,737	22,479	22,222	21,964	21,707	21,453	21,199	20,946	20,692	20,438	20,169	19,899
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,309	10,006	10,107	10,204	10,296	10,385	10,469	10,548	10,621	10,689	10,746	10,798
(1) コミュニティ・プラント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	6,556	6,568	6,610	6,650	6,685	6,719	6,750	6,777	6,800	6,820	6,827	6,832
(3) 下水道	2,753	3,438	3,497	3,554	3,611	3,666	3,719	3,771	3,821	3,869	3,919	3,966
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 水洗化・生活雑水未処理人口 (単独処理浄化槽)	12,563	11,705	11,389	11,074	10,763	10,457	10,154	9,855	9,559	9,267	8,969	8,675
4. 非水洗化人口	865	768	726	686	648	611	576	543	512	482	454	426
(1) し尿収集人口	865	768	726	686	648	611	576	543	512	482	454	426
(2) 自家処理人口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活排水処理率 (%)	40.9	44.5	45.5	46.5	47.4	48.4	49.4	50.4	51.3	52.3	53.3	54.3

※計画処理区内人口=行政区域内人口

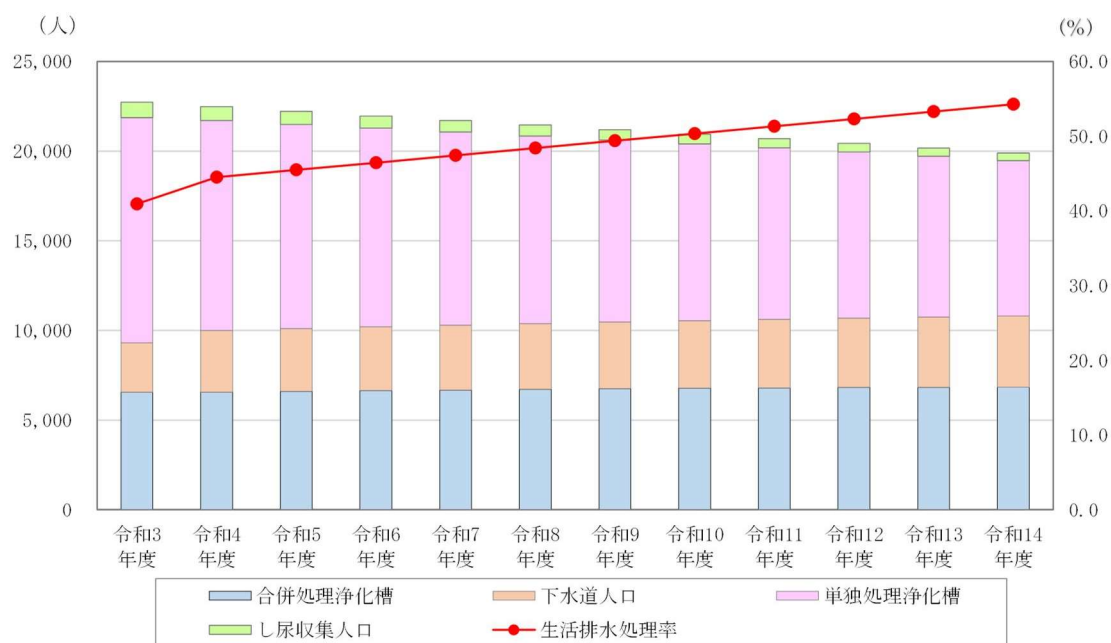


図 3-2 処理形態別人口の推移

第 6 節 目標達成に向けた取組

6-1 下水道の整備区域の拡大と下水道接続率の向上

財政事情、土地利用動向等を勘案しつつ、計画的・効率的に下水道の整備を推進する。

下水道の整備による事業効果を確保するためには、供用開始区域内において、下水道への接続が速やかに実施することが必要である。また、供用開始区域内で接続していない世帯等へ指導を行うなど、下水道等の普及と水洗化率の向上を図るための取組が重要である。

6-2 汲取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

未だに多くの汲取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、合併処理浄化槽への転換を行うように啓発指導等の取組が重要である。よって、大月市ホームページや広報等においても合併処理浄化槽の有効性等を周知する。

6-3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を実施する。

6-4 し尿処理施設における適正処理の継続・推進

し尿等を処理するし尿処理施設は、昭和 61 年 12 月に稼働を開始し、平成 24 年度～平成 25 年度にリニューアル工事を行っている。建築物の一般的な耐用年数は 50 年とされていることを踏まえ、上野原市を含めた 3 市の広域処理を視野に入れ、今後のし尿処理について別途検討する。

6-5 住民に対する広報・啓発活動

自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に関心をもってもらうことが、計画達成のためには重要である。

よって、「生活雑排水が汚濁の大きな要因となっていること」、「身近な水路や河川の水質保全には家庭内や地域での取組が重要であること」、「家庭での発生源対策としての具体的な取組」を広報、啓発していくことが必要である。

6-6 大月市における実践活動の取組

- パンフレットやポスターの作成と配布
- 施設見学会の開催
- 講演会などの開催
- 生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援